

令和 6 年度事業経過報告

一 制度対策本部関係

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第 3 条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度、地図に関する事項及びその他日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）の目的を達成するために必要な事項の緊急課題について、迅速な対応を行うに当たり、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、適時適切な活動を行った。

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

令和 3 年の民法等の一部を改正する法律により改正された民法及び不動産登記法並びに同時に制定された相続土地国庫帰属法に関する対応を引き続き行った。

また、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記が令和 8 年 4 月 1 日から義務化されることに向けた環境整備や予定している運用上の取扱い等について、法務省から国民に向けて明らかにしたマスタープランが公開されたことを受け、令和 7 年 3 月 28 日付け日調連発第 386 号をもって各土地家屋調査士会へ通知するとともに土地家屋調査士会の会員（以下「会員」という。）への周知を依頼した。

制度の充実・発展に向けた政党への予算・政策要望について、全調政連及び全公連とも共有しながら、法務省民事局民事第二課との打合せを経て、次のとおり行った。

- (1) 公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会（9 月 12 日）
- (2) 自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹部等への政策要望（11 月 13 日）
- (3) 自由民主党 予算・税制等に関する政策懇談会（11 月 18 日）

〔予算・政策要望の項目〕

- ① 法務局地図作成事業（不動産登記法第 14 条第 1 項地図）の推進について
- ② 地籍調査事業の推進について
- ③ 表題部所有者不明土地の解消に向けた施策の推進について
- ④ 筆界特定手続に関する施策の推進について
- ⑤ 土地家屋調査士法等の一部改正について

ア 図面の作成を土地家屋調査士の業務として規定することについて

（ア） 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する不動産に関する図面又は電磁的記録の作成（土地家屋調査士法第 3 条 1 項第 3 号及び第 5 号に掲げる事務に関するものを除く。）について

（イ） 「土地の筆界又は所有権等の範囲を特定するために裁判所に提出する

図面を作成すること」及び「裁判所の作成する文書に土地の筆界又は所有権等の範囲を特定するために添付する図面を作成すること」について

イ 不動産の表示に関する登記手続について

ウ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の業務について

エ 不動産に関する管理業務について

⑥ 所有者不明土地・所有者不明建物の発生を防止するための施策について（不動産登記情報の最新化）

⑦ 表示に関する登記の手続における固定資産課税台帳情報の利用について

⑧ 狭あい道路解消に係る予算措置について

⑨ 土地家屋調査士試験受験会場の増設について

2 土地家屋調査士制度改革の推進

制度上の問題を解決・改善するため、次なる土地家屋調査士法の改正に向けた要望の策定及び関連機関・団体との調整等の諸活動を行った。

また、土地家屋調査士試験制度の発展と改善を行うべく、同制度全般に係る課題の検討と試験委員の環境整備についての検討を行った。

3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処

令和6年6月25日に開催された第2回不動産ID官民連携協議会に出席し、不動産関係ベース・レジストリを含む政府の施策に係る情報収集を行った。

デジタル庁が主催となり立ち上げた公的基礎情報データベース整備改善計画案の策定を含めたベース・レジストリの整備及び利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する検討を行うための有識者会議（ベース・レジストリ推進有識者会合）に、同庁からの依頼に基づき連合会から委員を1名派遣し、参画した（第1回会合は令和7年3月31日、令和7年6月までに全3回を予定）。

4 情報管理システム構築のための調整対応

会員の情報の効率的な運用を行うため、情報管理システム構築における関係各部等の取組について、必要に応じ調整を行うこととしていたが、総務部及び研修部において支障なく取組が進められたため、特段の調整は要さなかった。

5 学識者との共同活動

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、無期限延期となっていた第12回国際地籍シンポジウム（韓国開催）について、韓国から開催したい旨の連絡を受け、日本・韓

国・台湾の関係者による事前検討会議を令和 6 年 8 月 22 日に電子会議により開催し、令和 7 年 11 月に韓国において同シンポジウムを開催することとなった。

6 連合会組織改編に関する検討

土地家屋調査士総合研究所の設置について、研究所と連携しながら準備・検討を行った。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備

① 会則及び諸規則の改正等

ア 日本土地家屋調査士会連合会研究所規則の一部改正

研究所の今後の運営面の見直し及び整備等のため、①連合会の保持する統計の分析を始めとした研究所の業務の規定化、②研究所会議において協議する事項の明確化、③外部研究委託を可能とする規定化、④研究所会議において知り得た事項の守秘義務の規定化を目的として、第 1 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会研究所規則の一部改正を行い、令和 6 年 5 月 24 日付け日調連発第 59 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 6 年 5 月 10 日とした。

イ 日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会設置規程の一部改正

国家座標を推進していくに当たり、登記基準点評価委員会において登記基準点測量に関する研修を具現化していくことを目的として、第 1 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会設置規程の一部改正を行い、令和 6 年 5 月 24 日付け日調連発第 59 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 6 年 5 月 9 日とした。

ウ 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正

合計残高試算表について、出納の都度作成することと規定されているところ、昨今の会計事務において一般的ではないことから、合計残高試算表は月次の作成のみとし、併せて、振替伝票についても、月次の仕訳帳（1 か月分の振替伝票を集約した帳簿）をもって出納主任の検認を受けることに改めること、また、電子帳簿保存法に対応し、会計ソフトで作成している会計帳簿については、印刷したものを編綴せずにデータで保存する会計事務に改めることを目的として、第 1 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正を行い、令和 6 年 5 月 24 日付け日調連発

第 59 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日とした。

エ 日本土地家屋調査士会連合会登録商標の利用に関する要領の新設

日本土地家屋調査士会連合会が権利者である登録商標を会員や外部の者等が利用する場合における使用範囲等について規定することを目的として、第 1 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会登録商標の利用に関する要領を新設し、令和 6 年 5 月 24 日付け日調連発第 59 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 6 年 5 月 9 日とした。

オ 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正

第 81 回定時総会において、日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正を行い、令和 6 年 7 月 25 日付け日調連発第 141 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とした。

カ 土地家屋調査士研修実施要領の一部改正

土地家屋調査士専門職能継続学習認定基準表を整理し、現状に即したものに改めることを目的として、第 3 回理事会において土地家屋調査士研修実施要領の一部改正を行い、令和 6 年 9 月 26 日付け日調連発第 193 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 6 年 9 月 18 日とした。

キ 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正

令和 6 年 6 月 18 日、19 日に開催した第 81 回定時総会における決議により、令和 7 年 4 月 1 日をもって会館特別会計の廃止及び一般会計の会館拡充準備金の取崩しを行い、同日付けで当該資金を一般会計の特定資産として取り扱うこととしたため、これに対応することを目的として、日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正を行い、令和 7 年 1 月 23 日付け日調連発第 317 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とした。

ク 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正並びに領収証の記載項目に関する細則の制定

領収証について、従来日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則で定めていた様式を領収証の記載項目に関する細則で定める項目について記載する任意の様式へ変更することから、第 5 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正並びに領収証の記載項目に関する細則の制定を行い、令和 7 年 3 月 24 日付け日調連発第 366 号をもって各土地家屋調査士会に通知し

た。

なお、施行期日は、いずれも令和 7 年 3 月 6 日とした。

- ケ 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び日本土地家屋調査士会連合会研究所規則等の一部改正並びに土地家屋調査士総合研究所報償費等の支出に関する細則の制定

土地家屋調査士総合研究所の設置に当たり、関係規則の整備を目的として、第 5 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則、日本土地家屋調査士会連合会研究所規則（改正後の名称は、土地家屋調査士総合研究所規則）及び役員以外の者に支払う報償費に関する規程の一部改正並びに土地家屋調査士総合研究所報償費等の支出に関する細則の制定を行い、令和 7 年 3 月 21 日付け日調連発第 364 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び土地家屋調査士総合研究所規則については令和 7 年 4 月 1 日、役員以外の者に支払う報償費に関する規程及び土地家屋調査士総合研究所報償費等の支出に関する細則については同年 7 月 1 日とした。

- コ 日本土地家屋調査士会連合会ハラスメントの防止に関する規則の制定

ハラスメント防止に関する体制づくりを目的として、第 5 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会ハラスメントの防止に関する規則を制定し、令和 7 年 3 月 31 日付け日調連発第 390 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 7 年 7 月 1 日とした。

- サ 土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会会則第 67 条に定める研修について、各研修の研修実施の趣旨を明らかにする必要がある、それらの定義付けを目的として、第 5 回理事会において土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正を行い、令和 7 年 3 月 14 日付け日調連発第 357 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 7 年 3 月 6 日とした。

- シ 土地家屋調査士新人研修実施要領の一部改正

土地家屋調査士新人研修における基本的研修科目の見直し及び整理を目的として、第 5 回理事会において土地家屋調査士新人研修実施要領の一部改正を行い、令和 7 年 3 月 14 日付け日調連発第 357 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 7 年 3 月 6 日とした。

- ス 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則及び関係規則等の一部改正又は制定

連合会から被災地域の土地家屋調査士会へ支援を行うことができるようにすること

を目的として、第 5 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則運用細則及び日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正並びに日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則運用細則の制定を行い、令和 7 年 3 月 13 日付け日調連発第 354 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、いずれも令和 7 年 4 月 1 日とした。

セ 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の一部改正

現状に則した適切な表現に改める必要があったことから、第 5 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の一部改正を行い、令和 7 年 3 月 31 日付け日調連発第 390 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

施行期日は、令和 7 年 3 月 6 日とした。

ソ 日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程及び初任給・昇格・昇給等の基準の一部改正

事務局における業務の質の向上を図るために職員の待遇改善を行うものとして、第 5 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程及び初任給・昇格・昇給等の基準の一部改正を行い、令和 7 年 3 月 31 日付け日調連発第 390 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とした。

② 会則及び諸規則等の改正等の検討

ア 土地家屋調査士職務倫理規程の制定並びに土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の廃止

土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程は、策定された経緯は異なるが、類似の規定が多いことから、両規程を統合し、会員が業務を行うに当たっての規範となる新たな規程の策定を行った。

なお、新たな規程の制定に伴い、土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程は廃止することとしており、上記の制定と合わせて、本定時総会における議案としている。

イ 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正

上記アに伴う日本土地家屋調査士会連合会会則の所要の改正について検討した。

ウ 土地家屋調査士会会則モデル逐条解説の改訂

平成 15 年度に作成した土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集（平成 16 年 3 月 31 日付け日調連発第 473 号をもって各土地家屋調査士会へ送付）の改訂に向けた検討を行った。

エ 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）の見直し

年次研修の1期目が令和8年3月31日に終了することに関連し、土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）第12条に規定する研修の未受講者に対する職務上請求書の頒布の取扱いについて照会があったことから、同規定の趣旨について検討したところ、当該規定だけでなく、同規程（モデル）全体を見直すことが望ましいとの考えに至ったことから、改正に向けた対応を行った。

オ 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正（案）の検討

令和6年に人事労務関連法の改正が行われたことに伴い、関係規則等を改正する必要があることから、顧問社会保険労務士の協力の下、関係規則等の改正に向けた対応を行った。

③ 土地家屋調査士会の会則変更の対応

各土地家屋調査士会からの事前内議及び法務省からの意見照会に対応した。

なお、土地家屋調査士会が会則変更を行う際、連合会にあらかじめ内議を行わない状況で認可申請をする場合があり、法務省から連合会への当該会則変更の意見照会で苦慮する事案が発生していることから、必ず事前内議を行われるよう留意願いたい。

④ 日調連関係法規集の作成

連合会における諸規則を取りまとめた日調連関係法規集（冊子及びPDFデータ）を作成し、令和7年3月25日付け日調連発第367号をもって各土地家屋調査士会にPDFデータを送信した。

また、冊子については、各土地家屋調査士会に5部ずつ送付した。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応した。

※ 令和6年度における照会数は、80件（令和7年3月31日現在）

② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集（令和7年3月追加）」の作成

各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、登録・会員指導等に関する照会回答事例集に新たな事例を追加することとしていたが、適当な事例がなかったことから、令和6年度の追加は取りやめることとした。

③ 「土地家屋調査士懲戒処分事例集（令和3年3月31日～令和6年3月31日）」の作成

土地家屋調査士法第42条及び同第43条に基づく懲戒処分に関する資料を収集して取りまとめ、土地家屋調査士懲戒処分事例集（冊子及びPDFデータ）を作成し、令和7年

3月12日付け日調連発第351号をもって各土地家屋調査士会にPDFデータを送信した。

なお、冊子については、各土地家屋調査士会へ2部送付したほか、連合会で希望部数を取りまとめ、一括して発注・印刷の上有償頒布を行う旨の募集をしたところ、7,662部の注文があった。

④ 損害賠償請求に備えた専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険への加入

会員への業務指導・連絡等を始めとする会務を起因として、土地家屋調査士会や当該会の役員が直接損害賠償責任を問われた場合を始め、土地家屋調査士会の施設や業務に起因する様々な損害賠償のリスクに備えるための専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険について、令和7年度以降の加入について検討し、継続して加入することとした。

なお、近年、保険金対応事案が増加している状況にあり、これにより保険料が増額している。

⑤ 土地家屋調査士会の入会金の改定に係る対応について

第1回全国会長会議において要望のあった土地家屋調査士会の入会金の上限の引き上げについては、法務省民事局民事第二課と過去における改定の経緯や入会金の性質などについて打合せを行い、協議に当たっては、入会金の性質や値上げの必要性等を整理する必要があることを確認した。

なお、第2回全国会長会議において、入会金に関するアンケートの実施について要望があったことから、令和7年2月27日付け日調連発第346号をもってアンケートを実施したところ、50会中44会が現行の額でよいと回答したことから、当面の間は現行の額を維持することとした。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めるとともに、関係資料を入手した際は、各土地家屋調査士会に情報提供することとしており、令和5年度下期の調査結果については、令和6年8月8日付け日調連発第151号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会の組織及び会務運営の態勢等について適宜見直しを行うこととしており、随時、役員及び事務局の役割の明確化、事務局の組織についての見直し並びに業務執行の効率化を検討した。

また、令和5年度に引き続き、連合会の役職員を対象にコンテンツ付きeラーニングシステムを利用した研修を行った。昨今、カスタマーハラスメントに関する問題が注目されてい

ることから、令和 6 年度においては、「カスタマーハラスメント防止講座」を全役職員が受講した。

3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事項

(1) 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録件数並びに各種証明書の交付件数

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

① 土地家屋調査士

登録 403 件、会変更 56 件、ADR 認定土地家屋調査士の登録 92 件、使用人土地家屋調査士の登録 112 件、登録事項の変更 931 件及び登録の取消し 534 件

② 土地家屋調査士法人

成立 65 件、会変更 2 件、従たる事務所の設置 9 件、登録事項の変更 144 件、使用人土地家屋調査士 114 件、解散 5 件、合併 0 件、清算終了 5 件

③ 各種証明書

土地家屋調査士登録証明書の交付 780 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書 45 件及び土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書 179 件

(2) 登録審査会

令和 6 年 8 月 31 日現在において、土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 1 号に該当する者 46 名に対し、令和 6 年 9 月 5 日付けで土地家屋調査士の登録を取り消す旨及びそれについての聴聞を行う旨を通知し、このうち業務廃止等の手続を執った者 30 名を除く 16 名について、登録審査会に諮り「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、令和 6 年 12 月 18 日付けをもってその登録を取り消した。

(3) 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に係るシステム

現在運用中の土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に係るシステムは、平成 21 年度に土地家屋調査士、平成 22 年度に土地家屋調査士法人について再構築したシステムであり、導入から 15 年が経過し、適正かつ円滑な登録事務を行うには、同システムの再構築が必要となっている。

については、令和 7 年度から開発に着手することについて、本定時総会における議案としている。

4 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適正な審査を行い、速やかに同電子証明書を発行し、同電子証明書の失効が必要な会員についても、適正かつ速やかな手続に努めた。

また、令和 6 年 9 月から令和 7 年 2 月までの 6 か月の間に有効な同電子証明書の約 8 割が有効期間の満了を迎えたことから、同電子証明書の適正かつ円滑な発行を行った。

土地家屋調査士電子証明書発行状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

有効電子証明書所有者 11,284 人

（会員数 15,321 人（令和 7 年 4 月 1 日現在））

5 情報公開に関する事項

懲戒処分情報及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへの適時適切な掲載を行った。

6 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めた。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 予算執行の適正管理

規則等にのっとり適正かつ効率的な会務運営を行うため、令和 6 年度予算が計画的に執行されるよう管理を行った。

また、特別会計の財務管理を見直し、事業を実施している特別会計における人件費を、当該特別会計の費用及び支出に含めることとした。

(2) 中長期的な財政計画の検討

会員数の予測等将来の動向を勘案した令和 6 年度版のシミュレーション資料を作成した。

当該シミュレーション資料は、令和 7 年度予算（案）の作成及び会費の改定の検討に活用した。

(3) 特定資産の在り方の検討

一般会計の会館拡充準備金及び会館特別会計の財産について、令和 7 年 4 月 1 日付けで一般会計の新たな特定資産とすることが第 81 回定時総会で承認されたことから、新たな特定資産を設備投資準備資産として取り扱うこととして、日本土地家屋調査士会連合会会計規則を一部改正した。

2 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 親睦事業の検討及び実施

① 写真コンクール

ア 第 39 回（令和 6 年度の大会）

「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制とし、令和 6 年 3 月 15 日付け日調連発第 386 号、会報 3 月号（No.806）及び連合会ウェブサイト「会員の広場」等において作品募集を行ったところ、189 名から計 304 点（調査士ノ目線部門：53 点、自由部門：251 点）の応募があった。

審査結果は、同年 6 月 21 日付け日調連発第 100 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。また、会報 8 月号、連合会ウェブサイト（会員の広場）及び E メールマンスリー 7 月号において公表した。

イ 第 40 回（令和 7 年度の大会）

第 40 回記念賞を設けることとし、令和 7 年 3 月 14 日付け日調連発第 355 号、会報 3 月号（No.818）及び連合会ウェブサイト「会員の広場」等において、作品募集要項を周知した。

② 親睦ゴルフ大会

ア 第 37 回（令和 6 年度の大会）

徳島県土地家屋調査士会及び四国ブロック協議会の協力により、令和 6 年 10 月 26 日にサンピアゴルフクラブにおいて開催し、128 名が参加した。なお、前夜祭は、同年 10 月 25 日に J R ホテルクレメント徳島で開催し、158 名が参加した。

イ 第 38 回大会（令和 7 年度の大会）

第 38 回大会は、鹿児島県土地家屋調査士会及び九州ブロック協議会の協力により、次のとおり開催する予定であることを、令和 7 年 1 月 20 日付け日調連発第 313 号をもって各土地家屋調査士会へお知らせした。

○ 令和 7 年 10 月 26 日（日） 前 夜 祭 未定

○ 令和 7 年 10 月 27 日（月） ゴルフ大会 いぶすきゴルフクラブ

ウ 令和 8 年度以降の大会

第 39 回大会（令和 8 年度の大会）は、関東ブロック協議会に協力をお願いした。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営

① 賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存保険への加入促進について

会報及び E メールマンスリー等により加入の促進を図り、共済会事業への支援を行った。

② 土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理フローの修正について

土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理委員会規則（モデル）においては、従来から、

保険会社が土地家屋調査士会に事故内容について報告する手続について規定されていたが、当該手続が土地家屋調査士賠償責任保険事故処理フローに記載されていなかったことから、同フローに「③ 事故内容の報告」を追記した。

(3) 国民年金基金への加入の促進

各土地家屋調査士会の協力を得て全国国民年金基金土地家屋調査士支部と連携しながら、新入会員及び国民年金基金への未加入会員に対し加入の促進を図った。

また、令和 7 年 2 月 6 日付け日調連発第 328 号をもって、土地家屋調査士試験合格者への対応として土地家屋調査士賠償責任保険及び国民年金基金への加入の促進を各土地家屋調査士会へお願いした。

3 大規模災害対策に関する検討

大規模災害等における被災会員からの被害状況報告があった際は、その都度、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則等に基づき、災害義援金の給付等を行った。

なお、次の災害の被災会員に対して、大規模災害対策基金から義援金を給付した。

- ① 令和 6 年能登半島地震（33 名）
- ② 令和 6 年 7 月 24 日からの大雨（1 名）
- ③ 令和 6 年 7 月 25 日からの大雨（2 名）
- ④ 令和 6 年 8 月 29 日台風 10 号の接近に伴う大雨（1 名）
- ⑤ 低気圧と前線による大雨（1 名）

また、低気圧と前線による大雨に伴う現地対策本部への運営費を石川県土地家屋調査士会に交付した。

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項

土地家屋調査士の業務等に関する各土地家屋調査士会からの照会について、土地家屋調査士職務規程を始めとする諸規則等を確認し、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応した。

また、総務部と連携して、土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の統合について検討した。

(2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項

土地家屋調査士の業務等に関する各土地家屋調査士会からの照会について、土地家屋調

査士業務取扱要領を始めとする諸規則等を確認し、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応した。

また、同要領及び同要領別紙類の一部改正を行い、令和 6 年 6 月 14 日付け日調連発第 88 号及び令和 7 年 3 月 18 日付け日調連発第 361 号をもって各土地家屋調査士会へ通知するとともに、連合会ウェブサイトの「会員の広場」に掲載した。

(3) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する事項

不動産調査報告書の適切な記載方法等の検討及び各土地家屋調査士会からの照会等に対応した。

また、各土地家屋調査士会から寄せられた同報告書作成ソフトの不具合等の報告について委託業者と連携して対応し、必要に応じて連合会ウェブサイトに掲載している「Q & A」を更新した。

(4) 新技術の業務への利活用の検討に関する事項

G 空間情報センターのウェブサイトで公開されている地図 XML データ及び民間等電子基準点等、今後、土地家屋調査士の業務への利活用が考えられる事項について、技術面及び法令等との整合性を検討する準備を進めた。

(5) 「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」の通達に伴う事務取扱要領等の改訂について

令和 4 年度に収集した各法務局及び地方法務局の改訂された事務取扱要領等について、令和 6 年 6 月 17 日付け日調連発第 93 号をもって各土地家屋調査士会へ通知（目的外の利用は行わないよう付言している。）するとともに、連合会ウェブサイトの「会員の広場」に掲載した。

(6) 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第 9 号（領収証）の今後の取扱いについて

領収証を連合会で定めた様式から連合会が定めた項目を記載した任意の書式の利用へ変更することとして、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正並びに領収証の記載項目に関する細則の新設を行い、令和 7 年 3 月 24 日付け日調連発第 366 号をもって各土地家屋調査士会へ通知するとともに、連合会ウェブサイトの「会員の広場」に同細則並びに領収証の様式モデル及び記載例を掲載した。

(7) 取扱事件年計報告書総合計表、年計報告書及び事件簿について

令和 5 年 11 月 16 日付け日調連発第 242 号をもって各土地家屋調査士会へ令和 6 年 3 月末日までの提出をお願いした令和 5 年分の取扱事件年計報告書総合計表について、取りまとめを行った。令和 6 年分の取扱事件年計報告書総合計表については、令和 5 年分と同様に取扱うこととし、令和 6 年 11 月 1 日付け日調連発第 236 号をもって各土地家屋調査士会へ令和 7 年 3 月 31 日までの提出をお願いした。

また、事件簿記載要領に財産管理人や法定相続情報証明に関する業務等の記載欄がなく、年計報告書への記載がしにくいのではないかと考えているが、年計報告書の趣旨に照らせば、土地家屋調査士が行う業務を全て網羅している必要があるため、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則（附録第 10 号（事件簿）及び附録第 11 号（取扱事件年計報告書））の一部改正（案）について検討し、これについて、令和 7 年 3 月 26 日付け日調連発第 369 号をもって各土地家屋調査士会へ意見募集を行った。

- (8) 令和 7 年 4 月 1 日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定について

標記の改定について、令和 7 年 3 月 28 日付け日調連発第 381 号をもって各土地家屋調査士会へお知らせするとともに、同改定による認定登記基準点への影響について、同日付け日調連発第 382 号をもって各土地家屋調査士会へお知らせした。

2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導に関する事項

筆界特定手続において、標準処理期間を大幅に超えて筆界特定がされる法務局又は地方法務局があるとの情報に接したことから、実態を把握するために令和 6 年 7 月 12 日付け日調連発第 124 号をもって各土地家屋調査士会へアンケートを実施し、回答内容を精査した上で筆特活用スキームとともに法務省と打合せを行った。

なお、アンケート結果は、令和 7 年 1 月 17 日付け日調連発第 308 号をもって各土地家屋調査士会へ送付した。

また、筆界特定制度における関係人の所在探索等に関する取扱いについて（令和 6 年 3 月 21 日付け法務省民二第 570 号）について、法務省と打合せを行った上で同年 4 月 3 日付け日調連発第 5 号をもって各土地家屋調査士会へ参考送付した。

3 登記測量に関する事項

- (1) 登記基準点についての指導、連絡及び検討

土地家屋調査士会から認定申請される書類を点検し、申請者からの照会等に対応しており、令和 6 年度の認定状況等は次のとおりである。

また、法務省との協議準備の過程において、会員が地積測量図を作成するに当たり、法令とは異なるおそれのある取扱いを指導する法務局又は地方法務局があることが判明したため、令和 6 年 6 月 3 日付け日調連発第 71 号をもって各土地家屋調査士会へ現状についての報告を依頼し、報告内容を精査した上で法務省と打合せを行った。

さらに、不動産登記規則第 77 条第 2 項に規定される「特別の事情」が不明瞭であることから、法務省と打合せを行うとともに、第 2 回全国会長会議において連合会の考え方（案）を説明した。

① 認定された登記基準点（令和 6 年度 ※令和 7 年 3 月 31 日現在）

会名	地区名	登記基準点		認定状況	
愛知	一宮市萩原地内	3 級	9 点	2024/4/4	認定
岐阜	中津川市中津川字恵下地内	3 級	4 点	2024/4/5	認定
岐阜	郡上市八幡町稲荷～郡上市八幡町安久田地内	4 級	80 点	2024/4/12	認定
香川	善通寺市木徳町字原漆、下所、松浦地区	2 級 4 級	3 点 19 点	2024/4/16	認定
香川	高松市香川町川東上地区	2 級 4 級	3 点 19 点	2024/4/16	認定
香川	坂出市川津町地区	2 級 4 級	3 点 16 点	2024/4/19	認定
岩手	二戸市浄法寺町御山大久保地内	2 級	1 点	2024/5/27	認定
愛知	清須市地内	3 級	20 点	2024/6/7	認定
香川	高松市上福岡町地区	4 級	5 点	2024/6/7	認定
和歌山	西牟婁郡白浜町白浜地区	2 級	6 点	2024/7/11	認定
愛媛	今治市東村地区	3 級	13 点	2024/7/11	認定
岩手	岩手郡雫石町長山地区	1 級	1 点	2024/8/21	認定
愛媛	松山市下伊台町地区	4 級	57 点	2024/8/30	認定
徳島	吉野川市川島町川島地区	3 級	2 点	2024/9/6	認定
沖縄	本島・那覇地区	1 級	3 点	2024/9/27	認定
岐阜	岐阜市下西郷 1 丁目ほか 5 地内	3 級	7 点	2024/12/6	認定
愛媛	松山市下伊台町地区	3 級 4 級	2 点 21 点	2024/12/20	認定
岐阜	大垣市中野町四丁目地内	4 級	9 点	2024/12/26	認定
岐阜	中津川市中津川字恵下地内	4 級	51 点	2025/3/5	認定
岩手	岩手県花巻市二枚橋町、花巻市石鳥谷町南寺林	2 級	4 点	2025/3/28	認定

認定：20 地区 1 級 4 点、2 級 20 点、3 級 57 点、4 級 277 点 合計 358 点

② 現在までの認定登記基準点数（平成 20 年から令和 7 年 3 月 31 日まで）

認定：365 地区 1 級 1,867 点、2 級 684 点、3 級 1,420 点、4 級 2,765 点 合計 6,736 点

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

日調連データセンターシステム（<http://160.16.140.103/v3map>）の維持管理を行っており、登記基準点の認定に伴い、随時更新を行った。

(3) 会員技術向上の検討及び指導

各土地家屋調査士会等からの問合せに随時対応した。

また、登記基準点測量における知識の向上及び技術の研鑽を目的とした e ラーニングコンテンツ等を作成した。

(4) 関係機関との連携及び協議

法務省等の関係機関と随時協議した。

4 令和 7 年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討

令和 7 年度に実施を予定している土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査については、下記の方法で準備を進めた。

- (1) 全数調査とする。
- (2) 回答方法は、ウェブサイトからの回答とする（設問等はダウンロードが可能）。
- (3) ウェブサイトへのアクセスキー等は、郵送で配布する。
- (4) 同実態調査の結果は、PDF ファイルの配布を予定する。

5 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の利用者拡大のため、ゼンリンと協議の上作成したチラシ・パンフレット等の頒布及び土地家屋調査士会等を対象とした説明会による周知活動を行っており、連合会ウェブサイトの「会員の広場」に設置されている掲示板に寄せられた意見及び要望を同社と共有の上、同社の回答案を確認し、順次連合会から回答を行った。

なお、令和 6 年 3 月 13 日に開催した調査士カルテ Map の主な機能及び業務に役立つ使用方法に関する説明会を記録した動画を同年 6 月 20 日から同年 7 月 3 日までの間に YouTube で公開することについて、同年 6 月 20 日付け日調連発第 96 号をもって各土地家屋調査士会へ通知した。

また、調査士カルテ Map の利用促進に向けた DM がゼンリンから未加入の会員へ順次直送される（令和 7 年 3 月 27 日付け日調連発第 379 号）とともに、連合会ウェブサイトの会員の広場で動画の URL を公開の上、同月 28 日付け日調連発第 380 号をもって各土地家屋調査士会へお知らせした。

さらに、廃業等をした土地家屋調査士が登録した情報を継承し、土地家屋調査士会が同システムを無料で利用できる ID を配布する合意書の締結については、連合会が同社と合意書を締結の上、全ての土地家屋調査士会に情報の継承及び同 ID の配布を行う方法について、継続して協議した。

6 オンライン登記申請への対応

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いにおいての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムにおけるプログラムの改修及び利便性の向上に向けて、法務省と継続して協議した。

なお、同省では、連合会からの要望を受けて、令和 6 年 9 月 24 日から「登記情報提供サー

ビスにおける地積測量図の取得」について、図面を複数選択できるよう機能を改善したため、同年 8 月 19 日付け日調連業発第 46 号をもって土地家屋調査士会へお知らせした。

また、改善を要望した事項のうち、調査士報告方式における専用様式について改善の見通しが立たないことから、暫定的な措置として連合会が作成した記載例の提供について、令和 6 年 4 月 9 日付け日調連発第 16 号をもって各土地家屋調査士会へお知らせするとともに、連合会ウェブサイトの「会員の広場」に掲載した。

さらに、登記・供託オンライン申請システムの障害が発生する都度、法務省へ確認の上、各土地家屋調査士会へ通知するとともに、申請用総合ソフトのバージョンアップ等についても内容を確認の上適宜通知した。

一方、これまでに連合会等へ寄せられたオンライン登記申請に関する照会等の中から、現在でも関連する項目を集約した Q & A を、令和 6 年 8 月 8 日付け日調連発第 152 号をもって各土地家屋調査士会へ送付するとともに、連合会ウェブサイトの「会員の広場」に掲載した。

7 業務マニュアル等の検討

既存の業務マニュアルについては修正を要する箇所の有無を確認し、新たな業務マニュアルについては必要に応じて検討している。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施・検討

(1) 専門職能継続学習の運用

① 土地家屋調査士専門職能継続学習（以下「CPD」という。）の運用管理

旧 CPD 管理システムにおいて、各土地家屋調査士会とデータを取り交わし、CPD 取得状況の公開・管理を行った。

なお、令和 6 年 10 月 22 日から研修管理システム（manaable）（以下、「manaable」という。）により CPD の付与等を行い、CPD の適切な管理に努めた。

② 土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会（CPD 評価検討委員会）の開催

令和 7 年 3 月 24 日に有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会（CPD 評価検討委員会）を開催し、土地家屋調査士 CPD 制度に係る規則等の改正及び CPD ポイントの公開等について協議を行った。

③ 測量系 CPD 協議会連絡会への出席

測量系 CPD に関する情報交換を行うため、測量系 CPD 協議会連絡会（令和 6 年 9 月 5 日）に出席した。

(2) 義務研修の実施・検討

ア 令和6年度土地家屋調査士新人研修の実施

令和6年度土地家屋調査士新人研修は、例年同様に中央実施型により、東京と大阪の2会場で実施した。

なお、第1回（東京会場）及び第2回（大阪会場）の受講状況等は、次のとおりである。

(ア) 第1回（東京会場）

開催日 令和6年9月29日（日）、30日（月）
場所 東京ドームホテル
受講者 224名
修了者 212名
未修了者 12名（うちeラーニング未修了者10名）
視察者 10名

(イ) 第2回（大阪会場）

開催日 令和7年2月16日（日）、17日（月）
場所 新大阪ワシントンホテルプラザ
受講者 144名
修了者 137名
未修了者 7名
視察者 0名

イ 令和7年度土地家屋調査士新人研修の検討

令和7年度土地家屋調査士新人研修の検討を行った。

なお、令和7年度も令和6年度と同様の開催方法を予定し、開催場所（会場）等を次のとおりとする予定である。

また、講義の一部は、manaable を利用し、講義動画を事前視聴することとしている。

(ア) 第1回（東京会場）

開催日 令和7年9月21日（日）、22日（月）
場所 東京ドームホテル
受講予定者数 250名 ※定員250名

(イ) 第2回（大阪会場）

開催日 令和8年2月22日（日）、23日（月）
場所 新大阪ワシントンホテルプラザ
受講予定者数 200名

ウ 令和8年度以降の土地家屋調査士新人研修の検討

令和 8 年度以降は、新人研修の一部をブロック協議会へ一部委託することとして検討した。

② 年次研修

第 1 期土地家屋調査士年次研修（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の実施における土地家屋調査士会からの問合せ及び年次研修実施要領第 5 条第 2 項の規定に基づく申請等の対応を行った。

なお、令和 6 年度の運営に係る費用については、令和 6 年 9 月 3 日付け日調連発第 166 号をもって各土地家屋調査士会へ連絡し、同月 4 日に各土地家屋調査士会へ送金した。

また、第 2 期土地家屋調査士年次研修（令和 8 年度から令和 12 年度まで）の実施に向け、カリキュラム及び実施までのスケジュール等の検討を行った。

(3) e ラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備

e ラーニングの更なる充実を図るため、令和 5 年度に引き続き、東京法経学院とコンテンツ制作委託の契約を締結し、次の 2 本のコンテンツを制作し、manaable において公開した。

ア 土地家屋調査士として知っておきたい知識 筆界特定実務

イ 土地家屋調査士として知っておきたい知識 所有者不明土地

② 連合会が企画するコンテンツ制作

次のコンテンツを制作し、manaable において公開した。

ア 境界確認における事例 1（講師：野城宏会員）

イ 境界確認における事例 2（講師：友野博昭会員）

ウ 財産管理人制度及び申立書の記載例について（講師：荒木哲郎 弁護士）

エ 「土地の利活用」を目的とした所有者不明土地・建物管理制度の事例（講師：杉山浩志会員）

オ 登記基準点測量現場例（講師：横矢博史会員）

カ 土地家屋調査士としてのハラスメントに対する理解 1・2（講師：高野良子 弁護士）

キ 民事訴訟法の基礎 1・2（講師：安達栄司 教授）

※ ア、イ、ウ及びエは社会事業部、オは業務部において対応している。

(4) 研修体系及び研修の充実の検討

① 全国の会員を対象としたウェブ研修会

全国の会員を対象としたウェブ研修会（manaable を利用したライブ配信）を令和 6 年 11 月 15 日に開催した。

なお、講師に、荒井達也弁護士を招き、「民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響についての解説というテーマで講義をいただいた。

出席者数は、ライブ配信 474 名及び会場 698 名であった。

また、研修実施後に対象会に向けアンケートを実施しており、その結果を基に次年度の開催等について検討を行った。

② 研修体系の検討

研修制度の基盤を整備するため、研修体系について検討を行った。

(5) 研修情報の公開の活用・推進

当連合会ウェブサイトで公開している「研修インフォメーション」は、当面の間、閲覧することができるが、運用開始日以降は、manaable を利用するよう啓発を行った。

(6) 研修部が管理するシステムの構築・検討

令和 6 年 10 月 22 日から manaable 及び CPD 管理システムの運用を開始した。

なお、各土地家屋調査士会からの要望等を受け、CPD ポイント付与及び研修会への申込みがシステムに一括取り込みできるよう改修を行い、令和 7 年 3 月 28 日付け日調連発第 384 号をもって各土地家屋調査士会へ通知した。

なお、当連合会ウェブサイトの「会員の広場」で公開していた e ラーニングは、manaable へ移行し、令和 6 年 10 月 7 日午前 9 時をもって終了した。

manaable の利用者数は、5,823 人（令和 7 年 4 月 15 日時点）である。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

(1) チラシの作成

受講促進のためのチラシ（電子データ版）を作成し、各土地家屋調査士会への送付及び連合会ウェブサイトへの掲載を行った。

(2) 土地家屋調査士筆記試験合格者への周知

土地家屋調査士試験の口述試験が行われる会場（8 法務局）に、第 20 回土地家屋調査士特別研修に係る資料一式を送付し、同試験の受験者へ配布をお願いした。

3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

民間紛争解決手続代理関係業務を行うに当たり、必要となる知識を深めるための研修について、既存のコンテンツを活用した研修方法の啓発を行った。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

① 外部広報の充実

ア ウェブコンテンツの作成

令和5年度同様20～40代をターゲット層とした動画を制作し、公開に向けた準備を行った。

なお、令和5年度に制作した動画は、5月から毎月1日頃を目途に、12月まで順次公開した。また、令和6年度に作成した動画は、令和5年度と同様に2月から順次公開している。

イ 公式 SNS の運用

各種公式 SNS (Facebook、X、YouTube) の運用を行い、随時投稿を行った。また、公式 SNS における投稿に関し、必要な事項を定めた「日本土地家屋調査士会連合会公式 SNS 投稿内規」を策定し、令和6年5月9日から運用を開始した。

ウ プレスリリース・ニュースリリースの発行

必要に応じリリースの発行を行った。令和6年度の発行状況は次のとおり
(プレスリリース)

7月10日 全国一斉不動産表示登記無料相談会

(ニュースリリース)

7月23日 「おしごと年鑑2024」への協賛

7月29日 「土地家屋調査士白書2024」の発行

10月15日 「狭あい道路解消シンポジウム」の開催

エ 取材対応

各種メディアからの取材対応を随時行った。

② 広報イベントへの参画等

ア こども霞が関見学デー

令和6年8月7日(水)、8日(木)に開催された令和6年度こども霞が関見学デー(場所:法務省及び各省庁)に法務省民事局民事第二課と協力して参画した。法務省における参加者は、2日間で1,986人(こども1,087人・引率者899人)であった。連合会においては、「測量体験」、「ドローンシミュレーター」、「地面のボタンをさがそう!スタンプラリー」及び「土地家屋調査士クイズ」等のイベントを開催し、500人を超える子供たちが参加した。

③ 広報ツールの作成又は活用

ア マンガ小冊子の増刷

マンガ小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」及び「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」の増刷を行った。各土地家屋調査士会から印刷の希望部数を聴取し（令和6年10月7日付け日調連発第203号及び同204号）、各々联合会分の発注分と合わせて12月中旬に各業者から発送した。

イ 土地家屋調査士 PR パンフレットの作成

各土地家屋調査士会から提供いただいたパンフレット（令和6年5月28日付け日調連発第61号）を参考に、土地家屋調査士 PR パンフレットの作成を行い、各土地家屋調査士会にデータを送付した。



ウ 広報ポスターの制作

全国会長会議等で幾度か要望されていた土地家屋調査士の広報ポスターの制作を行い、12月下旬に各土地家屋調査士会に発送した。



エ その他ポスターの制作

土地家屋調査士試験日、土地家屋調査士の日及び全国一斉不動産表示登記無料相談会のポスター（データ）を制作し、各土地家屋調査士会へ送信した（令和6年6月24日付け日調連発第104号、同年7月10日付け日調連発第119号）。

④ 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動

7月31日を中心とした日程で各土地家屋調査士会に「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を依頼し、当該土地家屋調査士会の実情に応じて実施され、開催結果を連合会のウェブサイトへ掲載した。

また、「土地家屋調査士の日」に寄せた会長談話を令和6年7月29日に連合会のウェブサイトへ掲載するとともに、公式 SNS において「土地家屋調査士の日」に関する動画を公開し、啓発活動に努めた。

⑤ 土地家屋調査士試験受験者の拡大に向けた活動

小・中学生向けに朝日新聞社が発行している「おしごと年鑑」へ土地家屋調査士の仕事などを掲載したほか、13歳のハローワーク公式サイトでの職業サポーターを継続した。

また、土地家屋調査士試験日を周知する上記のポスターを制作し、各土地家屋調査士会にデータの配布を行った（令和6年7月10日付け日調連発第119号）。



加えて、今後の受験者拡大に向けた施策の資とするため、土地家屋調査士会及び受験

専門校の協力を得て、土地家屋調査士試験の受験者アンケートを行ったほか、潜在的な受験者として考えられている補助者に関して情報収集を行い、取りまとめた資料は各土地家屋調査士会へ送信した（令和 7 年 3 月 26 日付け日調連発第 368 号）。

なお、令和 5 年度同様、受験専門校と打合せを行い、相互協力による取組について随時協議を行った。

⑥ 土地家屋調査士白書の作成

「土地家屋調査士白書 2024」を令和 6 年 7 月 10 日に発刊し、関係各所に配布した。



(2) 各土地家屋調査士会に向けた広報

① 土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有

令和 5 年度に開催した「全国広報担当者向けセミナー」で深めた知識を活用した広報活動の成果を発表する場として、「土地家屋調査士会広報コンテスト」を実施し（令和 6 年 6 月 3 日付け日調連発第 72 号）、各賞を次の土地家屋調査士会が受賞した。

大 賞：静岡県土地家屋調査士会

優秀賞：滋賀県土地家屋調査士会

特別賞：東京土地家屋調査士会

表彰された土地家屋調査士会からの報告及び質疑応答並びに当連合会広報部との意見交換を内容とした担当者会同（電子会議）を 3 月 6 日に開催し、35 会が参加した。

② 土地家屋調査士会又はブロック協議会への情報提供

例年同様、各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会に、寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートを実施し（令和 7 年 1 月 30 日付け日調連発第 322 号）、取りまとめを行った。取りまとめた資料は、連合会ウェブサイトの会員の広場へ掲載した。

(3) 会報の編集及び発行

① 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信

② 各土地家屋調査士会の情報の集約と共有

③ 連合会各部の情報発信

外部への土地家屋調査士に関する情報発信や土地家屋調査士業務に直接関係するもの、土地家屋調査士を取り巻く社会的変化に対応した事象など、会員に必要な情報を掲載するとともに、意識した紙面づくりも念頭に置きながら、会報、E メールマンスリー、ウェブサイト及び SNS 等のそれぞれの長所を活用した効果的な情報発信を行った。

2 情報の収集に関する事項

土地家屋調査士制度の中長期的な計画を踏まえ、その実現のため、経済・社会情勢の変化に応じた情報収集を行い、必要に応じ、会報等に掲載した。

七 社会事業部関係

1 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備

- ① 令和 7 年度から始まる法務局地図作成事業の次期 10 か年計画に関する説明会を令和 6 年 4 月 16 日に開催した。また、同説明会の動画を連合会の YouTube チャンネルに期間限定（令和 6 年 6 月 30 日まで）で掲載した。
- ② 法務局地図作成事業の次期 10 か年計画に関する説明会を踏まえ、今後の法務局地図作成事業の在り方と土地家屋調査士の関わりについて、法務局地図作成等基準点測量作業規程及び法務局地図作成作業規程（基準点測量を除く）について法務省民事局民事第二課と検討を行った。
- ③ 過去に法務局地図を作成した地域において液状化現象が発生した際の対応について、法務省民事局民事第二課、新潟地方法務局及び新潟県土地家屋調査士会と協議を行った。
- ④ 法務局地図作成事業の次期 10 か年計画を見据え、同事業に従事する人材の育成を目的とする啓発活動については、令和 6 年度土地家屋調査士新人研修において、受講者に対して法務局地図作成事業の説明を行った。

(2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

- ① 地籍調査事業における土地境界のみなし確認制度については、関係法律が令和 6 年 6 月 28 日に公布・施行されたが、詳細については、国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室に確認した。
- ② 国土交通大学校から、令和 6 年度専門課程国土調査研修の講師派遣依頼があり、連合会から 1 名を派遣した。

2 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

(1) ADR に関する情報の収集及び提供

- ① 例年実施している ADR 運営報告書の提出を各土地家屋調査士会に依頼し、同報告書の取りまとめ結果を各土地家屋調査士会へお知らせした（令和 6 年 12 月 23 日付け日調連発第 288 号）。
- ② 土地家屋調査士会 ADR センター担当者会同を令和 6 年 8 月 28 日に開催した。

また、同会同の動画を連合会の YouTube チャンネルに期間限定（令和 6 年 10 月 14 日まで）で掲載した。

- ③ 各土地家屋調査士会 ADR センターにおける研修会の充実を目的として、同研修会に関する情報を収集し、取りまとめたリストを各土地家屋調査士会へお知らせした（令和 6 年 12 月 23 日付け日調連発第 289 号）。
- ④ 調停技法に関する e ラーニングコンテンツの作成については、境界問題相談センター千葉（千葉県土地家屋調査士会）が作成した動画教材を e ラーニングコンテンツとして掲載することを検討したが、著作権等に関する事情により、取りやめることとなった。
- ⑤ 令和 6 年 4 月 1 日から、いわゆる特定和解を行うことが可能となったことを受け、連合会としても裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）第 5 条の規定に基づく法務大臣の認証を受けた土地家屋調査士会における変更の届出（変更認証申請）の状況について把握するため、該当土地家屋調査士会を対象に改正 ADR 法に基づく法務省への変更の届出（変更認証申請）状況に関するアンケートを実施した。
- ⑥ 日本 ADR 協会等の団体が主催するシンポジウムに出席し、情報を収集した。

(2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

- ① ADR 認定土地家屋調査士及び土地家屋調査士会 ADR センターの在り方について、制度対策本部及び研修部との合同打合せを継続的に行った。
- ② ADR 認定土地家屋調査士の更なる活躍の場を広げるために、土地家屋調査士会以外の ADR センターにおける法務大臣指定の可能性について法務省と協議を行った。

(3) 筆界特定制度と土地家屋調査士 ADR との連携

常に効果的な連携方策が図れるよう定期的な確認を行うとともに、必要な見直しについて法務省民事局民事第二課と協議を行った。

(4) ODR（オンラインでの紛争解決手続）に関する情報収集及び提供

- ① 各土地家屋調査士会 ADR センターにおいて、オンラインによる相談・調停を行うことができる環境整備を目的として、連合会において実証実験を行った。
- ② 法務省が開催するフォーラムに出席し、他士業における ODR の取組等について情報を収集した。

3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

日本司法支援センター（法テラス）本部と打合せを行い、懸念される事項等について確認し、情報の共有を図った。

4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

- (1) 土地家屋調査士業務の入札及び発注において的確な取扱いがされていないおそれがある事案等の情報を収集・分析するとともに、全国の土地家屋調査士会と協力し、土地家屋調査士法を遵守した発注について官公署等への啓発を行った。
- (2) 土地家屋調査士会及び関連団体と連携し、狭あい道路解消事業等における土地家屋調査士の関与の在り方について検討を行い、狭あい道路解消シンポジウムを令和 6 年 10 月 17 日に千葉県教育会館新館大ホール（千葉県千葉市）において開催した。
- (3) 全国の農政局等から発出される入札公告に関する情報を各土地家屋調査士会へお知らせするとともに、会員（土地家屋調査士法人会員を含む。）及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会への周知をお願いした。

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 防災関係の情報収集及び提供

災害時における土地家屋調査士が取り組む社会貢献において、大規模災害復興支援対策本部と連携し、土地家屋調査士会が実施する復興支援活動に対する支援の在り方について検討し、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則及び関係規則等の一部改正又は新設を行った。

(2) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項

不動産取引における土地家屋調査士の関与を深めるための方策について、公益社団法人全日本不動産協会と令和 3 年 3 月 29 日に同協会と締結した事業提携基本協定書に基づいた取組について協議を行った。

(3) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画に関する支援

令和 5 年 4 月 1 日から施行された新たな財産管理制度への対応については、令和 4 年度に連合会において「財産管理人養成講座」を開催したが、同制度施行から 1 年が経過したことを受け、改めて同制度についての解説及び実際に土地家屋調査士が受託した事例の紹介を行うとともに、申立書等の書類の記載についての注意点等に関する e ラーニングコンテンツを作成し、manaable に掲載した。

○ 復興支援対策本部関係

1 令和 6 年能登半島地震

- (1) 令和 6 年能登半島地震により倒壊した家屋等に係る滅失登記について、法務省民事局民事第二課と打合せを行った。

また、同課から令和 6 年能登半島地震により倒壊した家屋等の公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施についての情報提供があったことから、各土地家屋調査士会へ参

考送付した（令和 6 年 4 月 5 日付け日調連発第 13 号）。

なお、本件については、同年 6 月 27 日に同課及び環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課と打合せを行った。

- (2) 石川県土地家屋調査士会から依頼を受け、被災地域の市町との打合せに出席した。
- (3) 災害時における土地家屋調査士が取り組む社会貢献については、令和 6 年能登半島地震における未登記建物の倒壊調査に土地家屋調査士の知見を活用してもらうことについて、被災地の地方自治体に理解を深めてもらうための資料を作成した。
- (4) 法務省民事局民事第二課から令和 6 年能登半島地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点に関する通知文書が発出されたことを受け、各土地家屋調査士会へ当該留意点について通知した（令和 6 年 11 月 7 日付け日調連発第 242 号）。
- (5) 国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室から、かほく市及び内灘町において液状化被害により土地境界が不明確となった地域の地籍再調査を行うに当たり、被災地への専門家を派遣することについての相談があり対応した。

2 令和 6 年宮崎県日向灘を震源とする地震

- (1) 法務省民事局民事第二課から、令和 6 年（2024 年）宮崎県日向灘を震源とする地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点についての通知を受けたことから、各土地家屋調査士会へ当該留意点について通知した（令和 6 年 8 月 21 日付け日調連発第 160 号）。
- (2) 法務省民事局民事第二課から、令和 6 年（2024 年）宮崎県日向灘を震源とする地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点についての通知を受けたことから、各土地家屋調査士会へ当該留意点について通知した（令和 6 年 11 月 15 日付け日調連発第 255 号）。

3 その他

令和 6 年 9 月 20 日に復興測量支援連絡会（事務局 公益社団法人日本測量協会）の会議が開催され、参加団体（日本測量協会、日本測量調査技術協会、全国測量設計業協会連合会、地図調製技術協会、日本測量機器工業会、電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会）と情報交換を行った。

八 研究所関係

令和 6 年度は、令和 5 年度から開始した各研究テーマにおける研究を継続し、研究テーマごとの中間報告を連合会会報の 2024 年 11 月号、12 月号及び 2025 年 2 月号に掲載した。

また、各研究員から提出されたそれぞれの研究テーマにおける最終報告書の提出に向けた調整を行った。

最終報告書は、土地家屋調査士総合研究所規則に基づき理事会への経過報告を経て、令和 7 年 5 月頃、会長へ提出・報告され、その後、連合会ウェブサイトの会員の広場へ掲載する予定である。

また、令和 7 年度から運営を開始する土地家屋調査士総合研究所の設置に当たり、関係規則等の整備を行った。

1 表示登記制度に関する研究

表示に関する登記制度の在り方を振り返り、現状における課題を抽出するとともに、登記制度において DX を取り入れるとどのようなことができるのかという観点から、登記に関わる情報等について研究を行った。

2 土地家屋調査士制度に関する研究

土地家屋調査士制度の誕生形成及び変遷を取りまとめ、現代社会に重ねた土地家屋調査士業務を俯瞰的に見ることにより、社会問題と土地家屋調査士制度の関わりについて整理し、将来の土地家屋調査士制度の在り方を模索した。

3 土地家屋調査士業務に関する研究

(1) 土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に関する研究

これまで連合会及び各土地家屋調査士会で実施してきた土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に関する研究の成果について、今後、各土地家屋調査士会で実施される「土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習」に関する研究活動の参考となるための取りまとめを行った。

(2) 最新技術に関する研究

前期に行ったバックパック型 MMS を用いた法務局地図作成事業の効率化に係る研究により、顕在化した上空視界不良やマルチパス等による誤差等の様々な問題点を LidarSLAM CVTech のような最新技術を伴う計測機器を用いた測量により解消させるだけでなく、将来的な利活用の可能性も含めた更なる土地家屋調査士業務の効率化へ向けての研究を行った。

4 会長から付託された事項の研究

狭あい道路の定義や発生原因、統計的な現状把握、国土交通省や各地方自治体の狭あい道路解消に向けた事業の状況や課題等を取りまとめ蓄積することにより、今後の連合会の政策提言等に反映させることを目的として研究を行った。

5 各部との連携

土地家屋調査士総合研究所について、制度対策本部と連携して設置に向けての準備を進めた。

また、各研究テーマにおける研究の方向性により、必要に応じて関係各部との連携を図った。

6 地籍に関する学術的・学際的研究

(1) 地籍問題研究会との連携

研究所担当役員が地籍問題研究会の幹事に就任し、同研究会の学会化の検討も含めた組織的連携を図った。

(2) 日本登記法学会との連携

研究所担当役員が日本登記法学会の理事に就任し、同学会と連携を図りながら情報収集等を行った。

なお、令和6年11月23日に開催した同学会第9回研究大会では、連合会からも「震災後における登記実務の諸問題～表題部に関する登記～」をテーマに研究報告を行った。

(3) 関連学術団体との研究交流

地籍問題研究会及び日本登記法学会以外の関連学術団体については、東京財団政策研究所が主催する研究会等に参加し、交流を図った。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第19回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

(1) 法務大臣の指定

土地家屋調査士法施行規則第10条第1項の規定に基づき行う法務大臣への指定申請について、令和6年5月9日に法務大臣に申請書を提出し、同年6月14日付けで指定を受けた（「官報」令和6年6月14日、本紙（第1243号）〔告示〕掲載）。

(2) 特別研修の実施

全区分合計158名（受検者内訳：新規・再受講145名、聴講・再考査13名）の受講者を

対象として、令和 6 年 7 月 1 日から同年 9 月 7 日まで約 2 か月にわたる同特別研修を実施し、150 名が考査を受検した（受検者内訳：新規・再受講 139 名、聴講・再考査 11 名）。

また、令和 6 年 11 月 22 日に同特別研修の修了者 150 名に修了証明書及び考査成績証明書等を送付した。

＜実施概要＞

基礎研修	令和 6 年 7 月 1 日（月）～14 日（日）	（e ラーニング）
ガイダンス	令和 6 年 7 月 18 日（木）	（電子会議）
グループ研修	令和 6 年 7 月 18 日（木）～8 月 22 日（木）	（27 グループ）
集合研修・総合講義	令和 6 年 8 月 23 日（金）～25 日（日）	（全国 5 会場）
考査	令和 6 年 9 月 7 日（土）	（全国 4 会場）

(3) 実施に係る助成

特別研修の実施に係る助成金について、令和 6 年 6 月 26 日に各ブロック協議会へ送金した（令和 6 年 6 月 21 日付け日調連研発第 30 号）。

(4) 土地家屋調査士特別研修過去問集

第 19 回土地家屋調査士特別研修の受講者を対象として土地家屋調査士特別研修過去問集を作成し、各土地家屋調査士会へ送付した（令和 6 年 6 月 8 日付け日調連発第 112 号）。

(5) 令和 6 年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力の認定

令和 6 年 11 月 22 日付け官報 1352 号〔官庁報告〕において、令和 6 年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告がされた。

また、同認定の発表は、令和 7 年 3 月 17 日付けで法務省ウェブサイト並びに各法務局及び各地方方法務局において公表され、土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、令和 7 年 3 月 17 日に 134 名が同法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けた（受講者 150 名、認定率 89.3%）。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は、累計 7,033 名となった（令和 7 年 3 月 17 日現在）。

2 第 20 回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

第 20 回土地家屋調査士特別研修は、次のとおり実施する予定であり、実施日程、実施基本計画、会場設置、実施に係る助成金及びカリキュラムについて、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した（令和 6 年 11 月 15 日付け日調連発第 256 号）。

また、基礎研修は、前回同様に e ラーニングの事前視聴による研修の実施方法を予定している。

(1) 実施日程

＜実施予定＞

基礎研修	令和7年6月30日（月）～7月13日（日）※ eラーニング
ガイダンス	令和7年7月22日（火）※ 電子会議
グループ研修	令和7年7月22日（火）～8月21日（木）
集合研修・総合講義	令和7年8月22日（金）～24日（日）
考查	令和7年9月6日（土）

(2) 実施会場

第19回に引き続き、あらかじめ会場を設置する地域を受講者に示した形で会場設置を行う予定であり、各ブロック協議会長（各土地家屋調査士会長）へ会場確保の依頼を行った（令和6年11月18日付け日調連発第257号）。

① 基礎研修

基礎研修は、eラーニングによる研修のため、会場は設けない。

② 集合研修・総合講義及び考查

会場	使用ブロック協議会	
	集合・総合（6会場）	考查（4会場）
東京	関東（2会場）	関東
兵庫	近畿・四国	近畿・中部・四国
愛知	中部	—
広島	中国・九州	中国・九州
宮城	東北・北海道	東北・北海道

(3) 受講者募集

第20回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した（令和6年12月24日付け日調連発第290号）。